

平成23年5月20日

長野県知事 阿部 守一 様

県・国の施策に関する

要 望 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、4月8日開催の第128回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会において審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

平成23年5月20日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県市長会会長

上田市長 母 袋 創 一

県に対する提案・要望事項目次

| | |
|---|---|
| 市街化調整区域への農業施設の設置における県の裁量権の拡大について | 1 |
| 鉄軌道駅のバリアフリー化に伴う県及び市町村の協調補助について… | 2 |
| 平成24年度以降における、中学校30人規模学級編制の導入の見通し と、それに伴って生じる諸課題への対応について..... | 3 |
| 長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について..... | 4 |
| スクールソーシャルワーカーの人員配置の充実について..... | 5 |
| 病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と県の財政支援に ついて..... | 6 |
| 森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について | 7 |
| 公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について..... | 8 |
| ポストDCの取り組みについて..... | 9 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 大糸線の存続について..... | 10 |
| 発達障害児支援事業に対する県の支援について..... | 11 |
| 東日本大震災に係わる各種業界に対する対応について..... | 12 |

市街化調整区域への農業施設の設置における県の裁量権の拡大について

農業の産出額が低下するなか、農畜産物の地産地消の推進と新たな流通の形態として農畜産物の直売所や加工施設が各地で開設され、地場産品の消費拡大とともに地域の活性化の手段として脚光をあびております。

特に、地域内農畜産物の新たな販路として農業を振興し、農地を守っていくためには、地域の特色を活かした直売所等の設置が有効かつ必要です。

こうした施設の設置場所の適地は、市街化調整区域にあり、現在の都市計画の開発許可基準では、開発許可を得ることが困難な状況にあります。

市街化調整区域への農畜産物直売所等の開設にあたっては、農業者自らが生産する農畜産物の加工や販売に限って認められており、農業者を構成員とする農業者団体は事業主体となれないため、六次産業化法を推進し地域振興を図る上で必要な施設については、県の裁量により認められるよう、国及び県に制度改正を要望します。

鉄軌道駅のバリアフリー化に伴う県及び市町村の 協調補助について

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正に伴い、高齢者や障害者等に配慮したエレベーターなどの設置や段差の解消をするバリアフリー化の新たな整備目標案が示されました。

新たな目標案では、1日の平均利用者数が、「3,000人以上」の鉄軌道駅を平成32年度末までに、原則100%の整備目標としており、従来の対象駅の平均利用者数は「5,000人以上」であり対象施設が拡大されました。

バリアフリー新法に基づく鉄軌道駅の段差解消のためのエレベーター等の設置については、鉄道事業者に対し、対象施設整備費に係る国の補助制度があり、国1/3、地方自治体1/3（県1/6、市町村1/6）の協調補助が行われています。

長野県の補助金交付要綱では補助率は1/6としていますが、限度額が1,000万円となっているため、補助対象経費が6,000万円を超えた場合には、本来の協調補助割合となくなりますので、県に対し補助金限度額の見直しをされるよう要望します。

平成24年度以降における、中学校30人規模学級編制の導入の見通しと、それに伴って生じる諸課題への対応について

県教育委員会は、平成23年度から、30人規模学級編制を中学1年に導入しました。平成24年度以降についても、中学校30人規模学級編制の導入を段階的に進めていきたいとしていますが、平成4年度から進められてきているチームティーチングなど少人数学習の継続性に配慮しつつ、学年進行による導入を進めていただきたい。

また、それに伴って生じる諸課題についても、適切に対応できるよう見通しを持って推進されるよう要望します。

長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大 について

少子化対策・子育て支援対策の一環として、県では、平成22年4月診療分から、乳幼児等における福祉医療給付事業の補助対象範囲を、小学校3年生の入院まで拡大しましたが、通院は対象となっていません。

少子化対策等は、本来、国が責任を持って進めていく課題であると考えられますが、なかなか進展が見られず、「せめて義務教育までは医療費の無料化を」との住民からのニーズが日増しに高くなってきており、事業主体である各市町村は、独自に対象者の年齢、所得要件などを定め事業を実施しておりますが、市町村間での不公平が生じるとともに、財政負担も増大しておりますので、福祉医療費の県補助対象範囲を拡大するよう要望します。

スクールソーシャルワーカーの人員配置の充実について

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行等は、近年、憂慮すべき状況にあります。そうした児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて、支援を行うスクールソーシャルワーカーは、現在、県教育事務所に5名配置され、学校教職員からの相談や助言、教職員研修等での講演、ケース会議への参加、ケースの見立て、家庭訪問など多岐にわたる業務を行っております。

対象となる児童生徒が増加する傾向にある中、今後も重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの人員配置数や勤務時間数の増など、更なる充実を図られるよう要望します。

病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と 県の財政支援について

民間の病院でも地域の中核的な病院であれば、地域医療を守り、住民の安全安心を確保すべく、その改築等には、国庫、県費の補助とは別に、近隣関係市町村が施設整備費の財政支援を行う例が多くなっていますが、大規模な改築等には多額な費用がかかり、自治体の大きな負担となっています。

地域の中核となる病院の多くは、施設の老朽化、耐震化の対応等により大規模な改築や移転新築の必要性に迫られています。地域の中核となる病院の改築等については、地域医療を守り地域住民の安全・安心を確保する観点から、国に対しては、交付金を堅持しつつ、実態にあった補助単価の改正を、県においては、補助金交付要綱に基づき限度額満額の支援を要望します。

森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について

国は、平成22年度における「森林環境保全事業」の切捨間伐実施分については、補助金対象としていましたが、平成23年度の間伐事業では、木材を搬出しなければ、補助対象としない方針としています。

林道及び作業路網密度が低く、傾斜地が多い山間地においては、搬出間伐は費用が嵩み、森林整備が進まない状況にあります。

急傾斜地が多い山間地の森林整備を進めるため、山間地等で搬出が困難な地域について、切捨間伐における国庫補助等の削減分については、県森林税から補助されるよう要望します。

公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、平成22年5月26日に公布され、低層の公共建築物については、原則として全て木造及び木質化を図るとした方針が示されました。木造及び木質化の公共建築物の推進は、林業・木材産業の活性化や森林保全など、様々な波及効果が期待できます。

保育所など公共建物等における木材の利用促進を図るため、国及び県に対し、木造公共建物の整備等への予算の拡充を要望します。

ポストDCの取り組みについて

昨年10月から12月の期間に開催された信州デスティネーションキャンペーンは、「未知を歩こう」という共通のキャッチフレーズのもと、JR東日本と県が主体となり進めていたもので、同一テーマでの商品開発や宣伝活動を行うことにより、信州・長野県が観光客に選ばれる観光地となり、多くの観光地で利用者の増加が報告されました。

この取り組みを一過性のものにしないよう、観光客誘致の足がかりとするためにも、今年度も継続して同様な取り組みを行うことが重要です。

加えて、この度の東日本大震災や長野県北部地震に伴う自粛や風評により、県内観光客は激減しており、これらを打開するため積極的かつ統一的な誘客宣伝活動が急務です。つきましては、早期に次期DCの誘致を積極的に行うよう要望します。

大糸線の存続について

大糸線の運営会社であるＪＲ西日本旅客鉄道株式会社では、大糸線の南小谷・糸魚川駅間など北陸本線の「枝線」について、新幹線開業に伴い赤字幅が大きくなった場合、「地域交通のあり方を地元と論議したい」旨を表明し、ＪＲ西日本での運行を見直したい意向を示唆しており、北陸新幹線金沢駅開業に伴う廃止は考えていない旨の確認は得られてはいるものの、沿線の各首長、議会及び住民に大きな不安を抱かせ、波紋を呼んでいます。

大糸線は、地域住民の生活交通路線であるとともに、沿線には、国宝仁科神明宮や松本城をはじめ国営アルプスあづみの公園など魅力あふれる観光地を多数有するなど、日本有数の観光地を縦走する観光交流路線です。沿線地域の活性化にとって重要な位置づけにあることから、地元との協議をしっかりと行う等、その存続に向けて、県としても積極的に関わりを持っていただくとともに、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

発達障害児支援事業に対する県の支援について

年々増加する発達障害児の支援を早期から実施していくためには、専門スタッフの安定的な確保が不可欠ですが、自治体独自の人材確保は難しい状況にあります。

発達障害児への支援制度を充実させるためには、巡回支援に対する県と市町村との一層の連携が必要であり、発達障害を熟知した現職教員の市町村への派遣、特別支援学校のコーディネーターの増員、専門的な研修の充実等、更なる県の体制づくりを進めるよう要望します。

東日本大震災に係わる各種業界に対する対応について

この度の東日本大震災において、多くの人命が失われ甚大な被害がもたらされましたが、地域経済にも多大な影響が危惧されているところがあります。とりわけ製造業においては、高度なサプライチェーンが大きなダメージを被り、原材料の確保や部材の調達が困難となっており、加えて福島第一原子力発電所の事故により、放射能被害などが広範な分野に及びつつある中であって、以下の項目について県としての対応を要望します。

1 食品における表示等の緩和について

原材料調達の困難な食品メーカーが出始めており、代替えで同等品の原材料を使用すると混合物や添加物等の使用量が異なるため、包装紙等の表示変更が必要となります。一方で、包装資材をはじめ印刷用の顔料や溶剤等が不足しており、すぐに表示変更等に対応できない状況となっています。食品における表示について、弾力的な対応を要望します。

2 工業製品及び食品等における放射能対策について

工業界において輸出に当たり、放射能の非汚染証明書を求められるケースが発生しています。また、食品業界では、国内で放射性物質の測定検査を求める動きや諸外国において日本産食品への放射能検疫を強化・制限する等の影響もでてきています。

この放射性物質の測定検査、証明書発行等において、速やかに対応していただけるよう体制整備の充実を要望します。

国に対する提案・要望事項目次

| | |
|---|----|
| 外国資本による森林買収の規制について…………… | 13 |
| 公立保育所の施設整備に対する補助制度の創設について…………… | 14 |
| 固定資産税の再評価に関する国の統一的な評価基準の明示と公平な把握に係る法整備について…………… | 15 |
| 公的年金等からの個人住民税特別徴収制度の改善について…………… | 16 |
| 国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金の保険者間調整について…………… | 17 |
| 市町村に超過負担が生じない国民年金事務費交付基準の見直しについて…………… | 18 |
| 市町村長と登記所との間における通知の電子データ化の推進について…………… | 19 |
| 日本年金機構年金事務所における市町村からの照会に適切な対応ができる体制づくりについて…………… | 20 |

| | |
|--|----|
| 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の期間延長について…………… | 21 |
| 病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と県の財政支援について…………… | 22 |
| 森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について…………… | 23 |
| 公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について…………… | 24 |
| 子ども・子育て新システムについて…………… | 25 |
| 発達障害児支援事業に対する国の支援について…………… | 26 |

外国資本による森林買収の規制について

市民生活にとって重要な「地下水や湧き水」といった水資源を涵養する森林が、自国の営利を優先する外国資本により買収され、何らかの開発行為等が行われた場合、飲み水などの汚染や環境破壊など、市民生活に多大な影響を及ぼすことが想定されるが、現行法ではこれらの行為を規制することが困難である。また、外国資本の土地取得に対して現行法では規制できない。

外国資本による森林買収が全国的な動向として見受けられる中において、その目的が不透明であり、森林資源や地下水、或いは湧き水などへの悪影響が危惧されることから、国において、外国資本による森林買収等について、環境保全の視点から法による規制等の対策を検討すること。

公立保育所の施設整備に対する補助制度の創設について

公立保育所の施設整備については、平成 17 年度の「三位一体の改革」により一般財源化され、起債は認められているものの補助制度としては廃止されている。主となる特定財源が少なく、一時的に大きな財政負担を強いられることから、公立保育所の施設整備（耐震補強に合わせた大規模改修工事等を含む。）が進まない要因にもなっている。

3月11日に発生した東日本大震災のような想像を超える大災害への対応など、公立保育所の現状を踏まえた早期の対応が必要である。児童の安心安全を確保するため、公立保育所の耐震補強に合わせた大規模改修等を行う自治体への財政支援制度を創設するよう要望する。

固定資産税の再評価に関する国の統一的な評価基準の明示と 公平な把握に係る法整備について

地方税法第349条第2項第1号における「改築」家屋の定義については、その把握の困難さに起因し、総務省では「統一的な判断基準はなく、それぞれの自治体が判断すべきもの」と、国において「改築」家屋の定義が明確に示されておらず、自治体に裁量権を委ねていることから、各自治体において評価基準が異なり、公平で適正な課税を実施する上で課題となっている。

国において再評価に必要な「改築」家屋に関する統一的な評価基準を早期に明示すること。また、再評価の基準に合致する改築工事等に係る申請義務を施工業者に課すなど、所要の法整備を行うこと。

公的年金等からの個人住民税特別徴収制度の改善について

公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度は、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収事務の効率化を図るとの観点から、平成21年10月から導入されたが、税額変更の場合などは、特別徴収を停止することにより、普通徴収に切り替えて徴収するよう規定されているため、納税の利便が図られなくなるとともに、納税方法がその都度変更されることとなり、納税者の理解を困難なものにしており、事務負担を増加させることもあるため、一律な制度運用ではなく、納税者本人の意思に基づく口座振替との選択制も含め、各自治体において柔軟な運用が可能となるよう制度の改善を行うこと。

国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金の保険者間調整 について

保険制度において、民法第 703 条の規定により、損失を受けている保険者が利得者に対して利得の返還請求が認められていることから、他の保険者に対して直接請求できないこととなっている。国民皆保険であることから、各保険者間で調整を図ることにより保険者における事務の簡略化及び被保険者の負担軽減を実現するため、国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金について、受診者（元被保険者）を介さず、保険者間で調整できるよう改善すること。

市町村に超過負担が生じない国民年金事務費交付基準の見直しについて

公的年金制度は国が実施主体であるが、法定受託事務として市町村が行う国民年金業務に要した費用は、国民年金事務費交付金として国が交付することとなっているが、その算定にあたっては、市町村の年間平均被保険者数を基準に一定係数を乗じた額が交付限度額となっているため、市町村が現に支出した交付対象経費が全額交付されていない。国民年金事務費交付金の交付に当たり、市町村において超過負担が生じているため国民年金事務費交付基準を見直し、実績額を踏まえた適正額を遅延なく交付するよう改善すること。

市町村長と登記所との間における通知の電子データ化の推進 について

行政文書等の電子化の進展や行政事務の効率化の観点から、平成18年3月31日付総税固第23号にて市町村と登記所との間における通知の電子媒体による実施について通知されているところであるが、電子媒体で実施している市町村は、全国的にもまだ数えるほどでしかない。紙ベースで通知された内容を、課税台帳に記載・訂正又は記録に要している年間の異動入力作業は大きなウエイトを占めている。

より一層の事務の効率化を図るために、固定資産税システムに容易に取り込み可能な電子データでの通知となるように、関係法規等の整備及び推進のための環境整備を進めること。

日本年金機構年金事務所における市町村からの照会に適切な対応ができる体制づくりについて

平成22年1月、社会保険庁が廃止となり日本年金機構が創設され、国が財政・管理運営責任を負い、一連の業務運営を機構に委任・委託することとなった。

市町村は、将来の年金受給権の確保及び被保険者・受給対象者へのきめ細やかな対応のため、年金記録を管理する機構に随時、個々の記録を照会し、指導を仰ぎながら適切な対応を行うことが必要であるが、その照会先である機構の年金事務所からの迅速な照会対応、指導が受けられず、市民サービスの後退を招いている。

日本年金機構年金事務所に専任職員を適正配置するなど、市町村からの照会に対して、迅速かつ適切、十分な対応ができる体制に改めること。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の期間延長について

平成22年11月に国の補正予算で実施が決まった子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を受けて、協力医療機関との調整や対象市民への周知などを行っているが、体制が不十分なうえに助成期間が1年3か月と短いため、本年該当年齢の全ての接種希望者の要望に応えることが難しくなっている。

平成22年度から接種費用の公費負担をしている子宮頸がん等ワクチンの接種を促進するため、接種対象年齢の児童・生徒・乳幼児の接種希望者への助成期間を延長し、接種しやすい環境を整えること。

病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と県の財政支援について

民間の病院でも地域の中核的な病院であれば、地域医療を守り、住民の安全安心を確保すべく、その改築等には、国庫、県費の補助とは別に、近隣関係市町村が施設整備費の財政支援を行う例が多いが、大規模な改築等には多額な費用がかかり、自治体の大きな負担となっている。

地域の中核となる病院の多くは、施設の老朽化、耐震化の対応等により大規模な改築や移転新築の必要性に迫られているが、国の施設整備に関する基準単価が実態より低いのが現状である。地域医療を守り地域住民の安全安心を確保する観点から、国の財政支援を堅持、拡充すること。

森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について

国は、平成22年度「森林環境保全直接支援事業」の切捨間伐については、補助対象施業としていたが、平成23年度の間伐事業については、木材を搬出しなければ補助対象としない方針としている。

林道及び作業路網密度が低く、傾斜地が多い山間地においては、搬出間伐は費用が嵩み困難である。急傾斜地が多い山間地の森林整備を進めるため、山間地等で搬出が困難な地域について、切捨間伐についても補助対象とすること。

公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、平成22年5月26日に公布され、低層の公共建築物については、原則として全て木造及び木質化を図るとした方針が示された。木造及び木質化の公共建築物の推進は、林業・林材産業の活性化や森林保全など、様々な波及効果が期待できる。

保育所など公共建築物等における木材の利用促進を図るため、木材利用に関する予算を拡充すること。

子ども・子育て新システムについて

国において昨年6月に決定された「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」は、事業ごとに所管や制度、財源が分かれている「子ども・子育て支援事業」を再編し、幼保一体化を含め、包括的・一元的な制度を構築するというものである。

ライフスタイルの変化や少子化により、市民ニーズが多様化している中、「子ども・子育て支援事業」を、住民に身近な市町村が地域の実情に応じ、地域の裁量で配分できることは、基本的に賛成であるが、具体的な制度設計に向けて、地方の意見を十分に反映させるとともに、実施に当たっては、市町村が行うサービス・給付に対し、財源の裏付けを確実に行うことが必要である。

国では「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」に「基本制度」、「幼保一体化」及び「こども指針」の各ワーキンググループを設置して制度設計を行っており、平成23年通常国会に法案提出し、平成25年度から実施する予定とされている。

しかし、市町村の自由度を尊重するとしているものの、市町村の積極的な取組を引き出すために、財源の裏付けを含めて国がどういう役割を果たすのか具体的なものが示されていない。

「子ども・子育て新システム」については、実施主体となる市町村の意見を十分に尊重し、国と地方の役割を明確にし、現金給付と現物給付のバランスに配慮した制度とするよう要望する。また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」も事業実施に十分な額を確保し、地方負担が増大しないよう十分な財政措置を行うよう要望する。

発達障害児支援事業に対する国の支援について

増加する発達障害児の支援を早期から実施していくためには、専門スタッフの安定的な確保が不可欠であるが、自治体独自の人材確保は難しい状況にある。

発達障害児支援事業を進める市町村への新規事業として、平成 23 年度から国の「巡回支援専門員整備事業」が開始されるが、各都道府県・政令都市に 1 か所程度の予算計上であり、拠点施設等の整備費用や医療関係職員の人件費や研修費用等、市町村の負担が大きいことから、希望する市町村が利用できるように支援制度を拡充すること。